

控訴の提起について

葉山町は、横浜地方裁判所令和5年(ワ)第37号損害賠償請求事件について、次のとおり控訴を提起するものとする。

(別 紙)

令和6年6月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

横浜地方裁判所令和5年(ワ)第37号損害賠償請求事件の第1審判決は、原告の請求は理由がないので棄却されるべきであるとの本町の主張が認められなかったものであり、承服することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により提案するものであります。

控訴の提起について

1 第1審事件名

横浜地方裁判所令和5年(ワ)第37号損害賠償請求事件

2 第1審判決の要旨

- (1) 被告葉山町は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和5年3月2日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを6分しその5を原告、その余を被告葉山町の負担とする。
- (4) この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

3 当事者

控訴人（第1審被告） 葉山町
被控訴人（第1審原告） 葉山町民 1名

4 控訴の要旨

第1審判決を取り消すこと。被控訴人の請求は理由がないので請求を棄却することを内容とする判決を求める。

5 裁判所

東京高等裁判所

第 1 審の概要

- 1 事 件 名 令和 5 年(ワ)第 37 号損害賠償請求事件
- 2 原 告 葉山町民 1 名
- 3 被 告 葉山町 (代表者 町長 山梨崇仁)
- 4 提訴年月日 令和 5 年 2 月 16 日 (令和 5 年 3 月 1 日葉山町收受)

5 概 要

(1) 請求の趣旨

- ア 元消防団員の原告が町に対し慰謝料として損害賠償を求めるもの。
- イ 損害賠償請求額は、慰謝料 300 万円、弁護士費用 30 万円の合計 330 万円とこれに対する訴状到達日の翌日から支払済みまで年 3 分の割合による支払を求めるもの。
- ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。
- エ 仮執行宣言

(2) 事案の概要

- 次に掲げる内容による慰謝料を求めるもの。
- ア 元消防団長が元消防団員の原告に対し活動休止を命令したこと。
- イ 元消防団長が元消防団員の原告に対し暴言等を行ったこと。
- ウ 消防団員が原告に対し仕事をキャンセルして取引を拒否したこと。
- エ 町長がこれらを防止しなかったこと。
- オ 元消防長が町長と原告の面談を元消防団長に漏洩したこと。
- カ 原告の消防団への再入団を拒否したこと。

(3) 経 過

- R05. 02. 16 訴状が横浜地方裁判所横須賀支部に提出される。
- R05. 03. 01 第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達される。
- R05. 04. 19 口頭弁論
- R05. 06. 07 弁論準備手続
- R05. 08. 24 弁論準備手続
- R05. 10. 16 弁論準備手続
- R05. 12. 04 弁論準備手続
- R06. 01. 17 証人尋問、原告本人尋問
- R06. 02. 21 証人尋問
- R06. 03. 06 証人尋問
- R06. 05. 16 判決

(4) 裁判所の判断（葉山町の主張が認められなかった部分の判決文の要旨）

ア 消防団長のパワーハラスメントに係る不法行為

会合は、歓送迎会開催が一般質問の対象とされ、消防団が批判に晒されたことから、そのような状況に陥らされたきっかけ探し（情報提供者探し）のために開催されたと認定する。消防団長の口調が荒かったことだけで直ちにパワーハラスメントにあたるとはいえないが、会合におけるやりとりの問題の本質は、当該会合において情報提供者探しをし、しかも不確かな情報をもとに原告を情報提供者と決めつけたことにある。

さらに消防団長は、原告を含む本団部長らが議会の一般質問後に町長と面談をしたことについても本団部長らを糾弾している。原告を含む本団部長らが消防団内部での協議をせず町長と面談した理由等を尋ねることは一概に不当とはいえないが、消防団長はそのようなことを尋ねたことはなく、町長面談の非難に終始した。

消防団長は非常勤の公務員であり、会合における消防団長の上記発言は故意又は過失によって違法にパワーハラスメント行為を行ったと認められる。

イ 再入団拒否に係る不法行為

原告の退団届提出は、会合における不当な糾弾が強く影響したものであって、原告が再入団を希望した場合には、この経過は考慮されるべきものとする。

本団部長として再入団した後の原告の行為のうち、団員としてふさわしくないものとしてヘルメット不着用注意の件があるが、消防団において厳密な事実確認も調査もしていない。原告が会合で消防団長に荒い口調で異を唱えたことが決定的となっているが、会合での消防団長の発言は違法であるから、そこでの原告の態度が原告の再入団を阻む理由とするのは適切でないというべきである。

消防団長は非常勤の公務員であり、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に再入団を拒否したと認められる。

ウ 原告の損害

原告は、会合において不当な糾弾を受け、精神的苦痛を被った。また、原告は不当な理由で再入団の希望を受け入れられず、歓送迎会開催に関する議会での一般質問の責任が原告にあるかのような取扱いをされたままであり、深い精神的打撃を受けた。

これらの原告の精神的損害を金銭に換算すると、原告の慰謝料は50万円と認めるのが相当である。また、本件訴訟と相当因果関係を有する弁護士費用を5万円と認めるのが相当である。したがって、原告の損害は合計で55万円となる。

エ 結論

原告の請求は55万円及びこれに対する令和5年3月2日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し、その余は理由が無いからこれを棄却する。